

## 個人情報保護審議会（第72回）会議録

### 1 会議の日時及び場所

#### (1) 日時

平成16年8月27日（金）午後1時から午後3時まで

#### (2) 場所

神戸市中央区下山手通4丁目16番3号  
兵庫県民会館 9階 901号室

### 2 出席及び欠席委員の氏名

#### (1) 出席委員

山下 淳                      岸本 洋子                      赤坂 正浩  
齋藤 修

### 3 意見又は説明を述べるために出席した者の職及び氏名

#### (企画管理部防災局防災企画課)

課長                      木村 博樹                      課長補佐兼防災第1係長                      北本 淳  
事務吏員                      小玉 嗣人

### 4 職務のために出席した庶務を行う職員の職及び氏名（事務局）

#### 県民情報室

県民情報室長                      浜田 充啓                      主幹兼個人情報・行政手続係長                      井上 勝文  
事務吏員                      中谷 真紀子                      事務吏員                      桂 和久

### 5 会議に付した案件の名称

#### 調査審議事項

(1) 収集の制限（本人収集の原則及びセンシティブ情報の収集禁止）の例外について（諮問案件：企画管理部防災局防災企画課関係）

【阪神・淡路大震災の死亡者調査の件】

(2) 利用及び提供の制限の例外について（諮問案件：企画管理部管理局県民情報室関係）

【訴えの提起前における照会への回答の件】

### 6 議事の要旨

(1) 調査審議事項（諮問受付番号16-7号案件（収集の制限（本人収集の原則及びセンシティブ情報の収集禁止）の例外について））

委員： 阪神・淡路大震災の死亡者調査の件について、実施機関（企画管理部防災局防災企画課）より、説明していただく。

企画管理部防災局防災企画課 着席

企画管理部防災局防災企画課の職員から、説明が行われた。

委員： 説明についてご質問・意見を伺いたい。

委員： 従来の記者発表資料様式が、阪神・淡路大震災の死者・行方不明者数の消防庁への報告の様式なのか。

防災企画課： そうである。震災直後は、頻繁に人数の報告を行っていたが、その後は、年に1回更新している。

委員： 市町から提出があるのは、死者、行方不明者等の人数のみか。

防災企画課： そうである。

委員： 今回のような氏名、生年月日、死因等を含めた調査は県として、初めてのものか。

防災企画課： はい。

委員： 市町は、調査票の項目（氏名、死因等）のデータを保有しているのか。

防災企画課： 保有している。  
市町では、防災部局が災害報告のために有しているデータ、福祉部局が弔慰金支給のために有しているデータがある。通常は、前者しか災害データとして扱われないが、阪神・淡路大震災では弔慰金の支給も災害データとなる。関連死は、主たる居住地で死者と計上されるが、直接死は、被災住所地において死者として計上される。このため、統一的な取扱いがなされていない可能性があり、今回の調査を行い、死者数の確認を行う。

委員： 今後、市町から震災死者として、追加報告がある場合は、今回の調査項目と同様の報告とするのか。

防災企画課： はい。

委員： 今後、報告は非常に少ないと思うが、全くないというわけでないということか。

防災企画課： 全く可能性がないとはいえない。

委員： 関連死は、今後も認定されることがあるのか。

防災企画課： 関連死は、期間を区切って認定しているものではないため、遺族からの申し出を受けて、当時関連死であったことが判明する場合があります。

委員： 関連死の具体的な死因については、収集するのか。

防災企画課： 今回の調査では収集しない。

委員： 死因と震災の因果関係の認定は、どこが行うのか。

防災企画課： 因果関係の認定は、各市町で調査し、各市町が認定する。認定にあたっては、明らかに因果関係があるもの以外、災害弔慰金判定委員会にかけられる。

委員： 関連死には、市町が単純に認定したときと、災害弔慰金判定委員会が認定したときの2つがあるのか。

防災企画課： 関連死として報告するかは、市町の判断である。報告にあたって疑義がある場合は、委員会にかけられる。

実際は、関連死の認定と弔慰金の支給の認定とが連動しているため、弔慰金の申請があって、関連死と判明することになる。

委員：自殺は、関連死に入らないのか。

防災企画課：自殺は、関連死と認めないというのが消防庁の公式見解であり、災害報告上は、死者として取り扱わないこととしている。

委員：今回の県の調査の主眼点は、名寄せということによいか。

防災企画課：名寄せと防災体制の充実・強化のための基礎資料作成である。

委員：国籍の調査の意義について、説明していただきたい。

防災企画課：国籍ごとの死者数を調査することで、コミュニティにおける防災状況を検討でき、今後の防災体制の充実・強化に役立てて行きたい。

委員：「人口動態統計調査からみた阪神・淡路大震災による死亡の状況」においても、国籍別の死亡数があるが、国は独自調査を行ったのか。

防災企画課：この調査は、市区町が調査を行ったものを当時の厚生省が集計したものである。

委員：住所地も調査するので、地図上で住所地と国籍を照合すると詳細なデータが分析されることになると思う。

委員：調査項目については、専門家の意見を聴いているのか、県独自に決めたのか。

防災企画課：課で必要と考える項目を入れたものである。専門家の意見は聴いたが、委員会等で検討したというわけではない。

委員：各種統計データを公表する予定とあるが、どのような体制で、どのようなデータを公表するのか。

防災企画課：項目ごとの単純集計、厚生省の調査のようなクロス集計を予定している。クロス集計の内容については、具体的には決まっていない。

委員：今後、他の課室、国、研究機関から、防災企画課が保有しているデータの提供依頼があったときどのような対応をするのか。

防災企画課：公表しているデータは、提供に応じる。そうではないものは、個人情報提供に当たらないように配慮する。

委員：統計的なデータ処理用には、氏名、生年月日の削除したデータを作成し、センシティブ情報に該当する今回の調査データは、厳重に管理する必要があるのではないか。

震災の被害状況、死亡の場所等の公式のデータになることから、様々な活用があると思う。どこへ、どのような理由のときに提供するか内部で基本方針を決めておくべきである。

防災企画課：はい。

委員：県外については、どのような対応をするのか。

防災企画課：大阪、京都に、約30名いるため、調査への協力を求める。

委員：10年を機に調査することについて、市町へは連絡しているのか。

防災企画課：具体的な連絡は、今年度初めに行った。死者数等を含めた確定報

告を、震災10年の区切りとして行う方針は、以前から持っていた。

また、二重計上の疑義があるという新聞報道があり、今回の調査を行う必要があると考えている。

委員： 新聞記事には、資料が散逸している可能性があるとのことであるが、大丈夫なのか。

防災企画課： 資料自体が散逸しているわけではない。ただ、関係部局が2つあること、担当者の引継ぎがうまくいっていないことという問題がある。

これらのことについて、注意喚起した上で調査を行えば、正確な調査が行うことができる。

委員： 氏名、生年月日を含めて調査したデータをすべて保管するとのことであるが、今後そのデータを使用するのは、二重計上の確認のためだけなのか。

防災企画課： はい。今のところ、他の目的に使用する予定はない。

委員： 通常の場合、二重計上という問題は出てこないのか。

防災企画課： 通常、多くの市町にまたがるような災害はない。

委員： 震災10年を区切りとした他の事業とともに、今回の調査の統計資料を冊子にする計画はあるのか。

防災企画課： 今のところ、そのような計画はない。

企画管理部防災局防災企画課職員 退席

委員： 答申案についていかがか。

委員： 統計的な処理をしたものについては、医療機関、防災関係機関から、提供依頼があると思う。だから、どこへ、どのような理由のときに提供するか内部で基本方針を決めて必要はある。ただ、答申にまで、記載する必要はない。

答申案については、これでよろしいか。

委員： 異議なし。

(2) 調査審議事項( 諮問受付番号16 - 8号案件( 利用及び提供の制限の例外について ))

委員： 訴えの提起前における照会に応じて回答する場合等について、事務局より説明していただく。

事務局職員から説明が行われた。

委員： 説明についてご質問・意見を伺いたい。

委員： 民事訴訟法第132条の2、132条の4の規定に基づく照会等は、頻繁に活用されているのか。

委員： 裁判所は、訴訟の迅速化を目指しており、その一環の改正であると思うが、実際、どの程度、活用されているのかはわからない。

委員： 想定されるのは、県が当事者の場合と第三者の場合、両方あり得るのか。

- 事務局： 当事者照会の場合は、県が当事者の場合だけであるが、送付嘱託、調査嘱託の場合は、当事者と第三者両方がある。ただ、第三者の場合が多いと思う。
- 委員： 民事訴訟法第132条の2では、明らかな事項、132条の4では明らかな証拠という要件がある。明らかでなければ、照会に応じなくともよいということか。
- 事務局： そもそも、照会に回答する義務はない。
- 委員： 応じない場合のペナルティはあるのか。
- 事務局： 特にない。ただ、当事者照会については、相手方当事者に対する強制力はないが、適法な照会である以上は、回答する義務はある。正当な理由がないのに、回答を拒否すれば、不利な間接事実として斟酌される可能性がある。
- また、調査嘱託の応諾義務については、違反者に対して制裁はないものの、官庁、その他の団体には裁判所に対して嘱託に応ずる公法上の義務があると解されている。
- 委員： 予告通知については、何を記載するのか。
- 事務局： 予告通知の書面には、提起をしようとする訴えに係る請求の要旨及び紛争の要点を記載することになっている。
- 委員： 予告通知には、訴状ほど詳しくは書かない。
- 照会、調査により、訴えを提起しない方がよいと考える場合もある。そのとき、訴えの提起前の照会により、収集した情報をどのように取り扱うのかという問題がある。
- 委員： 新しい制度に対応するための諮問か。
- 事務局： 訴え提起後についての例外答申があるため、訴えの提起前についても、回答できるようにするための諮問である。
- 委員： 民事訴訟法の改正に対応するということによろしいか。
- 委員： はい。
- 委員： では、答申案についていかがか。
- 委員： 訴えの提起前における照会と訴えの提起前における証拠収集の処分の答申の形式を統一した方がよい。
- 訴えの提起前の照会の答申4の趣旨は、提供する個人情報の管理の適正な管理を依頼するということか。
- 事務局： はい。
- 委員： 訴えの提起前における証拠収集の処分の答申にも、個人情報の適正な管理の依頼を書くべきと思う。
- 事務局： 答申案に加える。
- 委員： 答申案には、提供先に対し要請するとあるが、提供する文書は、予告通知者、被予告通知者の手元に来ることになるので、そのことを答申に記載する必要がある。
- 委員： 答申案では、「審議会として求めます」となっているが、「要請し

て下さい」という記載でよいと思う。

委員：相手方という記載についても、予告通知者と正確に記載していただきたい。

委員：訴え提起後については、原告、被告について、要請することによいと思う。

委員：県が、予告通知者となる時は、収集の制限の問題はないのか。

事務局：法令に定めのある収集であり、問題はない。

例外答申8の「争訟を行うに当たり本人から収集したのではその目的を達成し得ない場合」とは、法令の規定に基づかない場合の収集である。

委員：文言の修正については、会長と事務局で調整し、各委員に送付することとしてよいか。

委員：異議なし。

## 7 会議に付した資料

個人情報保護審議会（第72回）資料